

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	漁政課	検索番号	1 - 7
法令名	水産業協同組合法	根拠条項	15の2 - 1		
許認可等	漁業協同組合の共済規程の認可				
(根拠規定)					
水産業協同組合法第15条の2第1項					
組合が、第11条第1項第11号の事業を行おうとするときは、事業の種類その他事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して農林水産省令で定める事項を共済規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。					
(許認可等の基準)					
漁業協同組合の共済規程例(平成12年4月3日伺定め:漁業協同組合及び水産加工業協同組合の共済規程例(昭和59年1月23日付59水漁第67号水産庁長官通知)に準拠)					
当該共済規程例の内容に適合していること。					
(その他)					